

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

4 月分

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和4年度 遠隔監視測定設備保守点検業務委託	機械等施設点検・運転 －施設保守点検整備	メタウォーター株式会社 関西営業部	¥10,769,000	令和4年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
2	鶴見配水場監視制御設備保守点検業務委託 長期継続	機械等施設点検・運転 －施設保守点検整備	シンフォニアエンジニアリング株式会社 大阪支社	¥22,121,000	令和4年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
3	令和4年度 豊野浄水場外2か所監視制御設備保守点検業務委託	機械等施設点検・運転 －施設保守点検整備	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 西日本本部	¥5,830,000	令和4年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
4	令和4年度 管路情報管理システム運用保守業務委託	情報処理 －情報処理	株式会社大阪水道総合サービス	¥50,548,476	令和4年4月1日	地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	○
5	令和4年度 オンライン図面閲覧システム運用保守業務委託	情報処理 －情報処理	株式会社大阪水道総合サービス	¥2,517,121	令和4年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
6	令和4年度 施設管理システム運用保守業務委託	情報処理 －情報処理	株式会社ヤマイチテクノ	¥7,829,800	令和4年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
7	令和4年度 遠隔監視測定設備外保守点検業務委託	機械等施設点検・運転 －施設保守点検整備	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 西日本本部	¥93,500,000	令和4年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
8	令和4年度 水道局工事等積算システム改修業務委託	情報処理 －情報処理	東芝デジタルソリューションズ株式会社 関西支社	¥16,787,100	令和4年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	—
9	令和4年度 大淀配水場外1か所次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務委託	機械等施設点検・運転 －施設保守点検整備	水ingAM株式会社 西日本支店	¥4,840,000	令和4年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
10	柴島浄水場外5か所配水管理設備外保守点検業務委託 長期継続	機械等施設点検・運転 －施設保守点検整備	横河ソリューションサービス株式会社 関西支社	¥475,200,000	令和4年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

4 月分

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
11	令和4年度 給水装置竣工図書ファイリングシステム運用保守業務委託	情報処理－ 情報処理	中電技術コンサルタント株式会社 関西事務所	¥3,022,800	令和4年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
12	令和4・5年度 給水装置工事しゅん工検査業務委託	調査・検査－ その他検査	株式会社大阪水道総合サービス	¥329,505,000	令和4年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G2	—
13	令和4年度 営業所オンラインシステム改修業務委託	情報処理－ 情報処理	株式会社日立システムズ 関西支社	¥23,798,500	令和4年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	—
14	令和4年度 営業所オンラインシステム運用保守業務委託	情報処理－ 情報処理	株式会社日立システムズ 関西支社	¥110,204,160	令和4年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	G4	○
15	ISDN回線サービス終了に伴う大阪市水道局情報システム統合基盤設定変更業務委託	その他代行－ 電気通信事業	NECフィールディング株式会社 西日本営業本部 関西第一営業部	¥1,787,500	令和4年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
16	令和4年度 泉尾配水場次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	株式会社磯村	¥5,500,000	令和4年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
17	境川営業所跡施設昇降機保守点検業務委託 長期継続	各種施設管理－ 機械設備等保守点検	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社	¥1,188,000	令和4年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
18	令和4年度 咲洲配水場次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	横手産業株式会社	¥4,070,000	令和4年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
19	令和4年度 柴島浄水場外6か所酸注入設備外保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	JFEアクアサービス機器株式会社 大阪営業所	¥31,845,000	令和4年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
20	令和4年度 水道局財務会計システム運用保守業務委託	情報処理－ 情報処理	富士通Japan株式会社 大阪第一統括ビジネス部	¥37,527,050	令和4年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	○

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

4 月分

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
21	令和4年度 水道局お客さまサポートページ運用保守業務委託	情報処理－ 情報処理	株式会社太洋堂	¥1,045,000	令和4年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	—
22	令和4年度 お客さまセンターシステム運用保守業務委託	情報処理－ 情報処理	西日本電信電話株式会社	¥26,895,000	令和4年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	—
23	令和4年度 お客さまセンターシステム機器更新に伴うシステム改修業務委託	情報処理－ 情報処理	西日本電信電話株式会社	¥79,200,000	令和4年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	○
24	令和4年度 庶務事務・人事給与システム運用保守及び改修業務委託	情報処理－ 情報処理	富士通Japan株式会社 大阪第一統括ビジネス部	¥47,814,734	令和4年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	○
25	令和4年度 水道事業における広域連携及び海外展開に係るサポート業務委託	その他代行－ その他	株式会社大阪水道総合サービス	¥25,850,000	令和4年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	—
26	令和4年度 水道事業体等への研修の実施他業務委託	その他代行－ 研修	株式会社大阪水道総合サービス	¥18,040,000	令和4年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	—
27	令和4年度 お客さまセンター管理業務委託	各種施設管理－ 建物等清掃	阪急阪神ビルマネジメント株式会社	¥1,985,720	令和4年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G2	—
28	令和4年度 柴島浄水場外1か所酸注入設備保守点検業務委託	機械等施設点検・ 運転－ 施設保守 点検整備	浅野アタカ株式会社 大阪支店	¥4,484,700	令和4年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
29	令和4年度 柴島浄水場外17か所浄水管理設備外保守点検業務委託	機械等施設点検・ 運転－ 施設保守 点検整備	株式会社日立産機テクノサービス 大阪事業所	¥133,650,000	令和4年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
30	令和4年度 災害情報システム運用保守及び動作確認等業務委託	情報処理－ 情報処理	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	¥8,635,000	令和4年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	—

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

4 月分

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
31	令和4年度 ガスクロマトグラフ質量分析計 ほか3点保守点検業務委託	医療・理化学機器等— 機器保守	株式会社島津アクセス 大阪 支店	¥7,260,000	令和4年4月1日	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	G3	—
32	令和4年度 大阪市水道局給水スポット保 守点検業務委託	各種施設管 理—機械設 備等保守点 検	株式会社カクタス	¥1,243,000	令和4年4月27日	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	G3	—

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 遠隔監視測定設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

メタウォーター株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市内に設置している配水遠隔監視測定設備及び水質遠隔監視測定設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、メタウォーター株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのはメタウォーター株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見配水場監視制御設備保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

シンフォニアエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、鶴見配水場に設置している監視制御設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備の配水ポンプ等の制御を行う制御装置等の構成及びプログラム、各装置の機能は、シンフォニアテクノロジー株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて制作したものです。保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備にかかる保守点検業務は、シンフォニアエンジニアリング株式会社へ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのはシンフォニアエンジニアリング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号 06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 豊野浄水場外2か所監視制御設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、豊野浄水場、桜宮配水場及び柴島浄水場に設置している監視制御設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備の高度浄水処理設備等の制御を行う制御装置等の構成及びプログラム、各装置の機能は、三菱電機株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて制作したものです。保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備にかかる保守点検業務は三菱電機プラントエンジニアリング株式会社へ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは三菱電機プラントエンジニアリング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号 06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 管路情報管理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社大阪水道総合サービス

3 随意契約理由

本業務は、配水管や給水管の布設状況を管理する管路情報管理システム(以下「本システム」という。)について、システムを安定稼働等できるよう日々のシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行うものです。

本システムはドコモ・システムズ株式会社が独自に開発を行ったものであり、本システムに関連する事業については、上記業者に移管されるとともに、ドコモ・システムズ株式会社が著作権を有する本システムの大阪市内での利用権についても上記業者が唯一許諾されています。

これに伴い、本システムの保守に必要となるパッケージに関するソースプログラムや開発当初から蓄積された技術資料についても上記業者にのみ譲渡されています。

よって、本業務を履行できるのは株式会社大阪水道総合サービスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

水道局工務部配水課(電話番号06-6616-5577)

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 オンライン図面閲覧システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社大阪水道総合サービス

3 随意契約理由

本業務は、インターネットを通じて、お客さまから閲覧申請のあった地域の水道管理設状況について管路情報管理システム内の水道管路図をお客さまが閲覧できる、オンライン図面閲覧システム（以下「本システム」という。）について、システムを安定稼働等できるよう日々のシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行うものです。

本システムは株式会社大阪水道総合サービスが独自に開発を行ったもので、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの全体構成、システム固有の構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確となり、保証を持たせることが出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは株式会社大阪水道総合サービスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部配水課（電話番号06-6616-5577）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 施設管理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社ヤマイチテクノ

3 随意契約理由

本業務は、水道施設、設備に関わる各種情報を一元化に管理する施設管理システム（以下「本システム」という。）について、システムの運用管理を行い障害対応等の保守業務を行うものです。

本システムは、株式会社ヤマイチテクノが自社独自の仕様で設計し、開発を行ったもので、独自に構成されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認、機能保証を行うには、システムの構成、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因が本システム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは株式会社ヤマイチテクノが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 遠隔監視測定設備外保守点検業務委託

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市内に設置している配水遠隔監視測定設備、水質遠隔監視測定設備及び幹線電動弁設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、三菱電機株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備にかかる保守点検業務は三菱電機プラントエンジニアリング株式会社へ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは三菱電機プラントエンジニアリング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 水道局工事等積算システム改修業務委託

2 契約の相手方

東芝デジタルソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、施設整備や維持管理にかかる工事費の積算を行うために利用している水道局工事等積算システム（以下「本システム」という。）について、ミドルウェア更新対応及び機械・電気設備工事積算業務のシステム改修を行うものです。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは東芝デジタルソリューションズ株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部工務課技術監理担当（電話番号06-6616-5524）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 大淀配水場外1か所次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

水 ingAM 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大淀配水場及び異配水場に設置している次亜塩素酸ナトリウム注入設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、水 ing 株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、当該設備の事業は水 ingAM 株式会社へ事業継承されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは水 ingAM 株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外5か所配水管理設備外保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

横河ソリューションサービス株式会社

3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場（東淀川浄水場を含む）、鶴見配水場に設置している配水管理設備及び住吉配水場、北港加圧ポンプ場、舞洲給水塔に設置している監視制御設備並びに夢洲流量圧力計測設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備の制御を行う制御装置等の構成及びプログラム、各装置の機能は、横河電機株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備の事業は横河ソリューションサービス株式会社へ事業継承されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは横河ソリューションサービス株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 給水装置竣工図書ファイリングシステム運用保守業務委託

2 契約の相手方

中電技術コンサルタント株式会社

3 随意契約理由

本業務は、給水装置竣工図書のデータを管理するための給水装置竣工図書ファイリングシステム（以下「本システム」という。）について、システムを安定稼働等できるようシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行うものです。

本システムは、上記業者が独自に開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務の一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは中電技術コンサルタント株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部給水課（電話番号06-6616-5483）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4・5年度 給水装置工事しゅん工検査業務委託

2 契約の相手方

株式会社大阪水道総合サービス

3 随意契約理由

本業務は、本市の指定給水装置工事事業者（以下「指定工事店」という。）から申請のあった給水装置工事について、指定工事店と現地で立会したうえで、配水管の分岐箇所から宅地内末端給水栓までの給水装置が、水道法施行令第6条（給水装置の構造及び材質の基準）及び本市の設計施行基準に適合しているかの検査を行い、適合している場合にはメータを設置するなど、本市給水装置として適正に施工されているかを検査し、給水の許可に係る判断を行う業務となります。（水道法第17条に規定する業務）

水道法第17条に規定する業務を委託する場合、水道法第24条の3及び同法施行令第10条で「水道の管理に関する技術上の業務の一部又は全部を適正かつ確実に実施できる者として政令で定める要件」として、「委託を受けて行う業務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること」に該当するものと規定され、受託者は、①「受託水道業務技術管理者を置かなければならない」とされています。

また当該業務は、給水装置所有者の住所氏名のみならず、検査に用いる図面には建物内の形態や間取りなど、防犯上の観点で極めて重要な情報が描かれていることから、②「確実な個人情報管理が行えるものであること」、給水の許可を判断する際に実施する③「水質検査を適正に行えること」、④「給水装置の一部となる水道メータ設置を行えること」が必要となります。

株式会社大阪水道総合サービスは、

- ①受託水道業務技術管理者を設置している。
- ②一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）から、個人情報の取扱いを適切に行う体制等を整備していることを評価され、プライバシーマークの付与を受けている。
- ③水道法に基づく厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関である。
- ④本市の指定工事店である。

といった条件を満たしている、唯一の事業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部給水課（電話番号06-6616-5480）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 営業所オンラインシステム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3 随意契約理由

本業務は、水道局のお客さま情報を一元的に管理する基幹システムである営業所オンラインシステム（以下「本システム」という。）について、（1）ISDN回線を利用した金融機関とのデータ伝送サービスの終了に伴う新環境への移行対応、（2）水道メータ検針・計量審査及び料金徴収等業務委託の仕様見直しに伴うシステム改修を行うものです。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは株式会社日立システムズが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 営業所オンラインシステム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3 随意契約理由

本業務は、水道局のお客さま情報を一元的に管理する基幹システムである営業所オンラインシステム（以下「本システム」という。）について、システムを安定稼働等できるようシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行うものです。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能の保証を持たせることが出来るのは、株式会社日立システムズが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号 06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

ISDN 回線サービス終了に伴う大阪市水道局情報システム統合基盤設定変更業務委託

2 契約の相手方

NEC フィールディング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、水道料金等の収納にかかる口座振替業務等で使用中の ISDN 回線を利用した伝送サービスが令和6年1月に終了することに伴い、AnserDATAPORT 以外のデータ伝送サービスを利用する金融機関等に対応するため、新規に VPN 回線を敷設するにあたり、大阪市水道局情報システム統合基盤（以下「統合基盤」という。）との接続及びネットワークの設定変更等を行うものです。

現行の統合基盤の運用保守については、「大阪市水道局情報システム統合基盤運用保守業務委託」の業務となっており、同業務委託の契約は NEC フィールディング株式会社と締結しています。

本業務には統合基盤に関する専門知識を有するほか、現在稼働中の統合基盤に障害が発生しないよう、その影響に関して十分に検討し、細心の注意を払ったうえで作業を行わなければならない、万が一、不具合が発生した場合には統合基盤への影響を最小限に抑える必要があり、その場合には迅速な原因究明と対策が急務となるため、統合基盤の構成（ネットワーク構成を含む）及び設定状況等の知識を有していることが必要となります。

さらに、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、統合基盤に障害が発生した場合、その原因が統合基盤固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能の保証を持たせることが出来るのは、NEC フィールディング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5475）